

学力に関する証明書申請時の注意事項

学力に関する証明書は、教育職員免許状に係る履修科目等を証明するものであり、教員免許状の申請や追加で教員免許状を取得する場合に使用するものです。(成績証明書とは異なります。)

本学で現在「新法」の課程認定を受けていないものは、本学では「新法」での「学力に関する証明書」を発行できません。しかし、「教職に関する科目(各教科の指導法は除く)」と「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」は「新法」に読み替えることができますので、免許教科取得目的で申請される場合は、本学が「新法」で課程認定を受けている同一学校種その他教科で発行申請を行っていただき、流用していただくことになります。

したがって、下記の免許種、科目については発行ができません。

- ・中学校一種(社会)
- ・高校一種(公民・地理歴史)

また、下記の免許種、科目については2027年4月以降発行することができなくなりますのでご注意ください。

- ・中学校一種(音楽・国語)
- ・高校一種(音楽・国語)

免許状を紛失された場合は、授与権者(都道府県教育委員会)にお問い合わせください。
本学から卒業時一括申請で免許状を取得された場合の授与権者は長崎県教育委員会です。